

(平成23年1月13日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認京都地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	29 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	10 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、昭和36年頃から国民年金保険料を自身で納付してきた。その後、夫が国民年金に加入してからは、夫が二人分の保険料を納付してくれていた。申立期間が未納とされているので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金の加入手続は、所持する国民年金手帳が41年9月8日に申立人の夫と共に発行されていることから、この日に行われたものと考えられ、申立人は、同年4月以降、60歳になるまで保険料を全て納付していることが確認でき、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、A市では、国民年金の加入手続時に、納付可能な過年度保険料について納付勧奨するのが通例であった上、申立人とその夫は、国民年金手帳の検認印の日付から、夫婦同一日に納付しており、申立人の夫は、当該期間の国民年金保険料を昭和41年12月に過年度納付していることが領収済通知書により確認できることを踏まえると、申立人についても当該期間の保険料を過年度納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和36年4月から40年3月までについて、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、当該期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、当該期間の保険料を納付

するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない上、申立人の夫も厚生年金保険被保険者資格を喪失した 39 年 11 月から 40 年 3 月まで保険料は未納である。

また、申立人又はその夫が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで  
② 昭和39年4月から40年3月まで

昭和36年4月の国民年金制度発足時に、母親が加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未納となっていることに納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料は全て納付している上、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親は、昭和36年4月以降、60歳まで保険料を全て納付していることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間②について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年10月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃国民年金に加入したものと推認され、この時点では過年度納付が可能である上、A市では、国民年金加入時に、現年度保険料に併せ、納付可能な過年度保険料についても納付を勧奨することが通例であったことを踏まえると、申立期間の保険料を過年度納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①については、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立人の資格取得日は昭和39年4月1日と記録されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立

期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムによりB県内全てについて「C（漢字）」、「D（カナ）」及び「E（カナ）」で検索し、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

また、申立人の母親又は申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から52年3月まで  
父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。未納とは考えられないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料に未納は無く、付加保険料も納付し、厚生年金保険との切替えも適切に行っている上、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の父親は、自身の国民年金加入期間について未納は無いなど、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和50年10月から52年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、53年1月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認され、この時点において、当該期間は過年度納付が可能である上、A市では、加入手続時に納付可能な未納期間について納付勧奨をすることが通例であり、申立人の父親が当該期間の保険料を過年度納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和47年4月から50年9月までについて、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された上記の時点では、当該期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、当該期間の保険料を納付するには、特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人の父親又は申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から56年3月まで

昭和38年4月から私が厚生年金保険に加入する59年2月までの国民年金保険料は、妻が全て納付してくれていたはずである。申立期間が未納とされていることには納付できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立人に係る特殊台帳の昭和55年度の摘要欄に、申立人からの申出により発行されたものと考えられる「納付書」の押印が有ることが確認でき、同様に特殊台帳に「納付書」の押印が有る56年度及び57年度の保険料について過年度納付していることを踏まえると、申立期間の保険料についても過年度納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び45年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
② 昭和45年1月から同年3月まで

昭和36年4月頃、集金人に勧められたので国民年金に加入し、国民年金保険料を集金人に納めていた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金加入期間について、60歳になるまで国民年金保険料を全て納付し、昭和49年8月から付加保険料も納付していることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、所持する国民年金手帳により、昭和36年3月31日に任意の被保険者資格を新規で取得していることが確認でき、任意加入しながら国民年金保険料を納付しないまま放置していたとは考え難い上、当時、37年4月に発出された厚生省(当時)の通達に基づき、市町村においても、過年度保険料を徴収することが可能とされていた時期であり、申立人は、同年4月から保険料を納付していることを踏まえると、申立人は、申立期間①の保険料についても納付したものとみても不自然ではない。

さらに、申立期間②は3か月と短期間であるとともに、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立人は申立期間前後に生活上の大きな変化は無かったとしていることから、申立期間の保険料についても納

付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和50年11月25日であると認められることから、申立期間における被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、昭和50年7月から同年9月までは13万4,000円、同年10月は14万2,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和50年11月25日に、資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB病院における資格取得日に係る記録を昭和50年12月1日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

加えて、申立人は、申立期間④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB病院における資格喪失日に係る記録を昭和51年10月1日に訂正し、申立期間④の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③及び④の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

## 2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和50年7月30日から同年11月25日まで  
② 昭和50年11月25日から同年12月1日まで  
③ 昭和50年12月1日から51年2月1日まで  
④ 昭和51年8月31日から同年10月1日まで

私は、昭和49年11月1日から51年9月30日まで、株式会社Aで勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無いので私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び④について、申立人に係る雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和49年11月1日から51年9月30日までの期間において、継続して株式会社Aで勤務していたことが確認できる。

申立期間①について、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である昭和50年11月25日から約2か月後の51年2月5日に、申立人を含む複数の元同僚について、50年10月における定時決定の取消処理がなされた上、同年7月30日に遡って被保険者資格の喪失に係る処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、当該訂正処理の前の記録から、昭和50年11月25日において、株式会社Aは厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和50年7月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年11月25日であると認められる。

なお、申立期間①のうち、昭和50年7月から同年9月までの標準報酬月額については、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から13万4,000円、同年10月の標準報酬月額については同名簿に記載されている、遡って取消処理がなされた同年10月の定時決定の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

申立期間②については、申立人の元同僚が保管していた株式会社Aに係る給与明細書から判断すると、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において記載されている、遡って取消処理がなされた昭和50年10月の定時決定の記録から14万2,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、株式会社Aは、申立期間②の前日までは厚生年金保険の適用事業所となっているが、その後の申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、複数の元同僚の供述から、同事業所は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る昭和50年11月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明であると主張しているが、申立人の申立期間②において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③については、申立人の元同僚が保管していたB病院に係る給与明細書から判断すると、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のB病院における昭和51年2月の社会保険事務所の記録から10万4,000円とすることが妥当である。

申立期間④については、当該期間のうち、昭和51年8月31日から同年9月1日までの期間については、申立人の元同僚が保管していたB病院に係る給与明細書から判断すると、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間④のうち、昭和51年9月1日から同年10月1日までの期間については、同年9月11日に雇用保険の資格を喪失している元同僚が所持する同年9月分の給与明細書から同年8月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、申立人は雇用保険の資格を昭和51年9月30日に喪失しているところ、上記同僚の給与明細書からB病院における保険料控除については、

翌月控除であることが確認できることから、申立人についても同年10月分の給与が支給され、同年9月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、申立人のB病院における昭和51年7月の社会保険事務所の記録から16万円とすることが妥当である。

なお、申立期間③及び④について、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和36年4月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（2万8,000円）であったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を2万8,000円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月1日から同年6月7日まで  
② 昭和36年10月から37年9月まで

私は、昭和35年3月にA株式会社に入社し、36年4月に同僚2人と共に同社C支店に転勤したが、同社C支店における資格取得日が36年6月7日となっているため、2か月の厚生年金保険の加入記録が無いので、加入記録を訂正してほしい。

また、昭和36年10月から37年9月までの標準報酬月額が1万8,000円から1万円に大幅に低下しているが、給与が下がった記憶も無いので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B株式会社が保管する退職者名簿、雇用保険の記録及び複数の同僚の供述から、申立人は申立期間にA株式会社に継続して勤務（同社本社から同社C支店に異動）し、申立期間①に係る厚生年金保

険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日については、申立人と共にA株式会社C支店に転勤した同僚の供述及び申立人が所持する恩師からの当時の手紙から、同社C支店における資格取得日を昭和36年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和36年6月の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B株式会社は当時の資料を保管していないことから不明である旨回答しており、このほかに確認できる資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

申立期間②について、オンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額は、申立期間直前は1万8,000円であったものが、昭和36年10月から8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人と同職種であった複数の同僚は、当時の給与額の変動額は少なかった旨供述している上、当該同僚の申立期間当時の標準報酬月額は引き下げられていない。

また、上記被保険者名簿原本において、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は2万8,000円と記載されていることが確認できることから、申立人の正しい標準報酬月額は2万8,000円であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は社会保険事務所に対し、昭和36年10月の定時決定に係る標準報酬月額を2万8,000円と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が申立期間当時、適正な事務処理を行っていなかったことがうかがえることから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、上記被保険者名簿から、2万8,000円とすることが必要である。



## 第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主は、申立人が主張する昭和46年1月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

申立期間②について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（4万5,000円）であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を4万5,000円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月5日から同年7月5日まで  
② 昭和46年10月1日から47年8月1日まで

申立期間①について、年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間の6か月間について未加入となっていることが分かった。この間はA株式会社B営業所に入社し、継続して勤務していた時期で、厚生年金基金加入員証の資格取得日も46年1月5日と記載されている。申立期間について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

申立期間②について、厚生年金基金の記録では、昭和46年10月に標準報酬月額が4万5,000円に改定されているが、オンライン記録では3万9,000円のままなので厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、企業年金連合会から提出されたC厚生年金基金の申立人に係る厚生年金基金加入員台帳及び雇用保険の記録並びに複数の同僚の供述から、申立人が申立期間にA株式会社継続して勤務し、申立期

間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録では、申立人の資格取得日は昭和46年7月5日となっているが、申立人のC厚生年金基金の資格取得日は同年1月5日となっており、当該事業所では申立期間当時、資格取得届は複写式の届出用紙であり、当該厚生年金基金に提出されたものと同一のものを社会保険事務所に届け出ていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和46年1月5日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、企業年金連合会が保管するC厚生年金基金の申立人に係る厚生年金基金加入員台帳の昭和46年1月の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の昭和46年10月から47年7月までの標準報酬月額は3万9,000円と記録されている。

しかしながら、企業年金連合会から提出されたC厚生年金基金の申立人に係る厚生年金基金加入員台帳の記録によると、申立人の標準報酬月額は、昭和46年10月に4万5,000円と定時決定されており、当該事業所では申立期間当時、標準報酬月額算定基礎届は複写式の届出用紙であり、当該厚生年金基金に提出されたものと同一のものを社会保険事務所に届け出ていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間②について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記厚生年金基金加入員台帳の記録から、昭和46年10月から47年7月までを4万5,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社(現在は、B株式会社)C工場における資格取得日に係る記録を昭和33年10月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月29日から34年10月1日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について未加入となっていることが分かった。この間はA株式会社D工場から同社C工場に転勤し継続して勤務していた時期で、厚生年金保険に未加入となっていることは考えられない。申立期間について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社の人事記録、雇用保険の記録及び複数の同僚の供述により、申立人が同社に継続して勤務し(同社D工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B株式会社は、資料が無いため不明である旨の回答をしているが、同僚の一人が、「自分は昭和33年11月には同社C工場に勤務していたが、その頃より申立人が勤務していたことを記憶している。」と供述していることから、申立人のA株式会社D工場における資格喪失日と同日の昭和33年10月29日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C工場

に係る昭和 34 年 10 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主による申立てどおりの資格取得届や申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和 34 年 10 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 33 年 10 月から 34 年 9 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年4月7日に厚生年金保険（当時は労働者年金保険）被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA株式会社B所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は20年8月31日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和19年4月から20年7月までの標準報酬月額については、140円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月7日から20年11月頃まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A株式会社B所で勤務していた昭和19年4月7日から20年11月頃までの加入記録が無いことが分かった。当該期間については、19年4月7日の資格取得日は確認できたが、資格喪失日が確認できないため、年金事務所では資格喪失日の認定はできない旨の回答であったことから、第三者委員会での調査、判断を求めたい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社B所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳において、昭和19年4月7日に被保険者資格を取得した記録はあるものの、資格喪失日が記載されていないことが確認できる。

また、当該被保険者名簿には申立人と同じ養成工であり、申立人と同じ日

に資格取得した 240 人以上の被保険者のうち、半数以上については申立人と同様に資格喪失日が記載されていないことが確認でき、終戦の混乱期において社会保険事務所における年金記録の管理が適切に処理されていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人の妻は、昭和 20 年頃に 2 度大きな空襲に遭い、申立人が当時居住していた寮が焼けてしまった旨を供述しているが、複数の同僚も同様の供述をしており、当該同僚らは、「戦時中は、職場を放棄することが許される状況ではなかったため、自らの意思で退職する者は皆無であったが、終戦時には大半の養成工が正式な退職手続も行わずに地元に戻った。」と供述している。

加えて、申立人と同様に昭和 19 年 4 月 7 日に資格を取得した記録はあるものの、資格喪失日の記録が無い者のうち、33 人が記録を回復されていることがオンライン記録で確認でき、資格喪失日についてみると、20 年 8 月末（31 日のほか、30 日、29 日を含む）の者が 13 人となっており、これらことから、申立人は終戦時まで A 株式会社 B 所に勤務していたと考えるのが相当である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 4 月 7 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の A 株式会社 B 所における資格喪失日は 20 年 8 月 31 日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 株式会社 B 所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、140 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 20 年 8 月 31 日から同年 11 月頃までの期間については、A 株式会社へ照会したところ、申立期間当時の資料が完全には保管されておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明である旨回答しており、元同僚に照会した結果においても、申立人について記憶している者は見当たらないことから、同社 B 所における申立人の勤務実態は確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 20 年 8 月から同年 11 月頃までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和40年8月21日とし、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月21日から同年12月1日まで

私は、昭和39年3月にA株式会社に入社、1から2か月後に本社から同社B工場へ配属となった。昭和43年8月31日に退職するまで継続してB工場に勤務していた。年金記録ではB工場での被保険者資格取得日が40年12月1日になっており、4か月間の空白期間がある。申立期間の年金記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録、複数の同僚の供述及び申立人が申立期間に係るA株式会社B工場における出来事を詳細に記した日記から、申立人が申立期間に継続して同社B工場に勤務していたことが認められる。

また、前述の日記には昭和40年9月分の給与手取り額が1万1,451円、同年10月分の給与手取り額が1万4,000円との記載があり、これについて申立人は、「健康保険厚生年金保険料や雇用保険料、寮費、食費等を控除された後の給与支給額である。」と供述しており、申立人の昭和39年10月の標準報酬月額は1万6,000円であり、日記に記載された給与手取り額は、標準報酬月額から算定した社会保険料を考え合わせるとおおむね一致する。

さらに、申立期間当時同社B工場で給与計算をしていた同僚は「申立人

は一緒に働いており、途中で退社した記憶は無い。申立期間当時、B工場  
で働いていたのは全員が社員であり、社員は厚生年金保険に加入していた  
ので、申立人の申立期間の保険料を控除していたことに間違いない。」と供  
述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料  
を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社におけ  
る健康保険厚生年金保険被保険名簿の上記の記録及び日記に記載されてい  
る給与手取り金額から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに  
ついては、A株式会社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、  
これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと  
判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事  
業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所  
(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺  
事情は無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日に支給された賞与については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を16年12月15日は1万8,000円に、17年7月16日は2万5,000円、同年12月16日は2万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料並びに平成16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年5月1日から19年9月1日まで

申立期間について、給与明細書で控除されている厚生年金保険料と社会保険庁の標準報酬月額の記録が合っていない。また、賞与については記録が無い。調査の上、併せて記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の標準報酬月額について、申立期間のうち、平成15年5月から17年8月までの期間については18万円、同年9月から18年8月までの期間については20万円、同年9月から19年8月までの期

間については22万円と記録されている。

しかし、申立人が所持している給与支給明細書及び株式会社Aの元取締役から提出された当該事業所の賃金台帳により、当該期間について、オンラインに記録されている標準報酬月額に基づき計算された保険料より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、上記給与支給明細書及び賃金台帳より確認できる保険料控除額から、41万円に訂正することが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日に支給された賞与については、オンラインに記録が無いが、上記給与明細書及び賃金台帳により、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額から、平成16年12月15日は1万8,000円に、17年7月16日は2万5,000円、同年12月16日は2万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額の引下げについてはオンライン記録どおりに届出をしたとしており、平成16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出たにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所がこれを記録しないと考えることから、事業主は賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は賃金台帳等で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成18年及び19年に支払われた賞与については、オンライン記録における標準賞与額が、当該事業所に係る上記の賃金台帳に記載されている賞与支給額から算出した標準賞与額と合致していることから、記録の訂正は行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の財団法人Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和62年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和62年4月1日に財団法人Aから株式会社Bに異動した。財団法人Aの資格喪失日が昭和62年3月31日となっているので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主の回答、雇用保険の記録及び複数の元同僚の供述から、申立人が昭和62年3月31日まで財団法人Aに勤務していたことが確認できる。

また、財団法人Aから提出された昭和62年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、同年3月分の社会保険料が控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することと

なる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記所得税源泉徴収簿に記載されている同年3月の総支給額から36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の関係書類が残されていないため、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が保管している厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、昭和62年3月31日に資格を喪失した旨の記載があることから、事業主は同年3月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和21年2月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立人の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正15年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年5月15日から21年2月1日まで

A株式会社B製作所における厚生年金保険加入記録が昭和19年1月10日から20年5月15日までとされているが、同年5月頃、空襲により工場疎開となり、C市の同社B製作所のD製作所へ転勤となり、21年1月31日まで在職した。調査の上、厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和19年1月10日から21年1月31日までA株式会社B製作所E工場及び同社D製作所において、技手として勤務し、その間、厚生年金保険（当時の名称は労働者年金保険）に加入していたとしているが、オンライン記録では、19年1月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年5月15日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、人事記録により、申立人は、申立期間においてA株式会社B製作所に継続して勤務していたことが認められる。

また、同社における当時の総務、給与担当者は、「従業員は皆、厚生年金保険に加入させていた。」と供述しており、さらに、同社社史の「昭和19年施行の厚生年金保険法に基づき全従業員を対象として之に加入し、保険

料は法規定どおり労使折半した。」との記述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

ところで、A株式会社B製作所の被保険者名簿については、戦災により全て焼失し、現存する被保険者名簿は、昭和21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認でき、当該被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は無い。また、年金番号を払い出した際に作成される被保険者台帳索引票には、申立人の記録が存在し、申立人の年金番号及び19年1月10日に資格を取得したこと、並びに備考欄に、「A19. 1. 10~20. 5. 15」と記載されていることが確認できるが、被保険者資格の喪失日については確認できない。さらに、申立人の年金番号に係る被保険者台帳には、オンライン記録と同じ19年1月10日に被保険者資格を取得し、20年5月15日に被保険者資格を喪失した記録となっている。一方、申立人と同日の20年5月15日に資格を喪失したとされる他の同僚の被保険者台帳の備考欄には、「一部照合済台帳 32. 1. 26」及び「全期間に対応する名簿 20. 5. 17（焼失）」と記載されていることから判断すると、当該被保険者台帳の記録は、被保険者名簿が焼失したことにより資格喪失日が確認できないことから、焼失のきっかけと推認されたF大空襲（昭和20年\*月\*日）の翌日の20年\*月\*日を資格喪失日に設定したものであることが推認できる。したがって、オンライン記録上の資格喪失日は、事実に則したものと認められない。

次に、申立人が疎開した工場であるG県C市のA株式会社D製作所は、昭和20年3月10日から厚生年金保険の適用事業所となっていることから、同社の被保険者名簿を確認したが、申立人の名前の記載は確認できなかった。なお、申立人と同様にF市のA株式会社B製作所からC市に工場疎開した従業員の厚生年金保険の記録を確認したところ、G県で勤務していた間もA株式会社B製作所で被保険者資格が継続している者も確認できることから、申立人についても、必ずしもA株式会社D製作所で被保険者資格を再取得すべきであったとまでは言えず、申立期間中、A株式会社B製作所の被保険者であったことも考えられる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実に則した資格喪失日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強

いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和 21 年 2 月 1 日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から平成元年3月までの期間、元年5月及び同年6月、元年10月から2年10月までの期間、2年12月から3年6月までの期間並びに3年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年12月から平成元年3月まで  
② 平成元年5月及び同年6月  
③ 平成元年10月から2年10月まで  
④ 平成2年12月から3年6月まで  
⑤ 平成3年7月から同年9月まで

私は、20歳になった頃は学生であり、国民年金の加入手続は、母親が行ってくれ、国民年金保険料は、私が社会人となって平成元年4月にA県B市に行くまで、納付してくれていた。

また、B市在住中は、自身で手続を行い、社会保険事務所(当時)から納付書が送られてきたが、額が多かったので分割納付書の発行を依頼し、その納付書で完納した記憶が有る。国民年金保険料の納付済期間が合計で6回(6か月)というのは少なすぎるので、調査してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は社会人となって平成元年4月に、B市に行くまで納付してくれており、同市在住中は、自身で手続を行い、社会保険事務所から納付書が送られてきたが、多額であったので分割納付書の発行を依頼し、その納付書で完納した記憶が有ると主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる



申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から、平成元年頃にB市で払い出されていることが確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立内容とは符合しない上、同手帳記号番号払出時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立期間①、②、③、④及び⑤について、B市では、申立人がC市に転居した平成3年9月まで電算データで納付状況等を管理しているが、この電算データにおいて、現年度保険料が納付されたのは元年4月の分のみであり、申立期間はいずれも未納とされており、申立人は現年度納付しなかったものと考えられる。

さらに、B市の発行する現年度保険料に係る納付書及び申立人が分割するよう申し出たとする社会保険事務所が発行する過年度保険料に係る納付書は、いずれもコンピュータにより作成され、光学式文字読取機（OCR）で納付記録として入力されることから、申立期間全ての記録が漏れるとは考え難い。

加えて、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から45年3月まで

夫が老後のことを考え、夫婦一緒に国民年金に加入したのに国民年金保険料の納付が夫は昭和41年4月から、私は45年4月からとなっており、納得できない。加入手続や保険料を納付していた夫は亡くなり、詳細は不明であるが調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が老後のことを考え、夫婦一緒に国民年金に加入したのに国民年金保険料の納付が、申立人の夫は昭和41年4月から、申立人は45年4月からとなっており、納得できないと主張している。

しかしながら、申立人とその夫は、昭和49年10月に一緒に国民年金に加入していることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できるものの、加入した時点では、申立人は38歳、申立人の夫は41歳であり、これ以降60歳までの期間について国民年金保険料を納付しても老齢年金の受給資格を得ることができないことから、申立人については45年4月まで、申立人の夫については43年4月まで、遡って保険料を納付して受給資格を満たしたことが特殊台帳及び領収済通知書により確認できるが、申立期間の保険料については特殊台帳に納付した旨の記載は無く、領収済通知書も見当たらない。

なお、申立人の夫は、昭和43年4月から45年3月までの期間について、49年11月12日に特例納付していたが、同期間について50年1月13日に重複して納付したことから、納付済期間を41年4月から43年3月までに

変更していることが領収済通知書で確認できる。

また、申立人の夫又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から平成 2 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から平成 2 年 5 月まで  
大学卒業後は会社勤めをしていなかったこともあり、母親に勧められて A 県 B 市役所 C 出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、昭和 60 年 4 月まで遡って納付し、以降は口座振替で毎月納付していた。28 歳になるまで保険料を納付しなかったことは有り得ないと思うので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親に勧められて B 市役所 C 出張所で国民年金の加入手続を行い、昭和 60 年 4 月まで遡って国民年金保険料を納付し、以降は口座振替で毎月納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から、平成 4 年 7 月頃に B 市で払い出されたものと推認され、申立人は、この時点において、遡って納付可能な 2 年 6 月から 4 年 3 月までの保険料を 4 年 7 月 22 日に過年度納付していることがオンライン記録で確認できるものの、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

なお、申立人が所持している年金手帳に「初めて被保険者となった日」として昭和 60 年 4 月 1 日と記載されているが、この資格取得日は国民年金保険料納付の事実を示すものではなく、この日が国民年金被保険者資格を取得した日であることを示すものであり、B 市が保険料の納付状況を記録

している国民年金収滞納一覧表においても、申立人が現年度保険料を納付したのは平成4年4月（同年7月27日納付）からとなっている。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年7月まで

会社を退職して厚生年金保険の資格を失ったとき、年金は続けるべきと思ったので、昭和53年5月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は3か月ごとに集金人に納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年5月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は3か月ごとに集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、申立人は、A市が国民年金の加入状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、昭和54年8月9日付けで国民年金被保険者資格を再取得し任意加入していることが確認でき、このことは当時の被保険者台帳である特殊台帳の記載とも一致し、任意加入被保険者は申出をした日に被保険者の資格を取得することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から61年3月まで

昭和50年から55年までの間に、役所から国民年金に加入しなければならないとの勧奨があり、今なら数年間分の国民年金保険料を遡って納付できると言われ、保険料を遡って納付し、その後も保険料を納付していた。記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年から55年までの間に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには国民年金の被保険者資格を取得していることが必要であるが、申立人は、所持する年金手帳において「はじめて被保険者となった日」は昭和61年4月1日と記載されており、このことはA市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストとも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、昭和48年1月から50年3月まで厚生年金保険の第四種被保険者であり、老齢年金の支給要件を満たしていたことから、50年4月から61年3月までは国民年金への加入は任意であった。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、「B」

を含め氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から47年9月まで  
私の国民年金については、A県B市で青果店を営む叔母のところで働いていた昭和43年4月頃、叔母が同市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料についても納付してくれていた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年4月頃、申立人の叔母がB市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料についても、納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間のうち、昭和43年4月から45年\*月までについては、申立人は20歳前であり、制度上、国民年金の被保険者となることはできない。

また、申立期間のうち、昭和45年\*月から47年9月までについて、国民年金保険料を納付するには、申立人が当時居住していたとするB市において、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、A県内全てについて「C（漢字）」「D（カナ）」で検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により、昭和63年8月にE市において払い出されていることが確認できることか

ら、この頃申立人は国民年金に加入したものと推認される上、申立人が所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日」は62年7月1日と記載されており、この日から国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人の叔母又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から51年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から51年5月まで

私は、昭和50年5月に結婚し、数か月分は国民年金保険料が未納であったが、夏か秋頃にA市役所で国民年金に再加入する手続きを行い、未納分はまとめて納付し、その後は毎月納付書で納付した。申立期間が未納とされていることには納付できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年の夏か秋頃に国民年金の再加入手続きを行い、未納であった数か月分の国民年金保険料はまとめて納付し、その後は毎月納付したと主張している。

しかしながら、A市の国民年金被保険者名簿において、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した旨の記録は見当たらない上、同被保険者名簿には「受付年月日昭和61年5月1日」との記載があり、申立人は、この日に国民年金の再加入手続きを行ったものと推認され、この時点では、申立期間の保険料は既に時効により納付することができない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 京都国民年金 事案 2115 (事案 223 の再申立て)

### 第 1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月から同年 6 月まで

私は、A 大学を退職後、B 区役所の窓口で国民年金の再加入手続を行った。その際、女性職員に国民年金保険料の納付漏れが無いかを確認したところ、全て納付されており大丈夫と言われた。私の年金手帳にも国民年金の被保険者資格は平成 11 年 4 月 1 日に再取得したことを記載してもらっており、同区職員の指示に従って保険料を納付してきた。申立期間が未加入期間とされていることには納得できないので、調査してほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについて、申立人が所持する年金手帳には、国民年金被保険者の資格取得日は平成 11 年 4 月 1 日と記載されているが、C 市の国民年金収滞納リスト及びオンライン記録では、資格取得日は同年 7 月 1 日で、申立期間は未加入期間となっており、過誤納や還付の記録も無く、申立期間の国民年金保険料は納付されなかったものとするのが自然であることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 5 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、所持する年金手帳には、国民年金の被保険者資格の再取得日が平成 11 年 4 月 1 日と記載されており、B 区役所職員の指示に従って申立期間の国民年金保険料を納付したとして再申立てを行っている。

しかしながら、再申立内容は前回と同様であり、申立期間については、C 市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記載している

国民年金収滞納リストにおいて、被保険者資格の喪失者とされていることから、同市では申立期間について保険料を徴収する期間と認識していなかったものと考えられ、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる新たな事情は見当たらないことから、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から同年8月まで  
会社員の妻も国民年金に任意加入できることを知り、昭和36年4月頃にA区役所で加入手続を行い、1回目の国民年金保険料は同区役所で納付し、2回目からは集金人に納付していたはずである。申立期間が未納とされていることには納付できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月頃に国民年金の加入手続をA区役所で行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年3月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認される上、当時の被保険者台帳である特殊台帳において国民年金被保険者資格の取得日は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日である38年2月1日と記載されており、これはオンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から53年3月まで

私は、昭和51年12月に会社を退職後、A市役所において、国民年金の再加入手続を行い、元夫の国民年金保険料と一緒に納付してきた。申立期間について元夫に納付記録が有るのに、私の納付記録が無いことには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年12月に会社を退職後、A市役所で国民年金の再加入手続を行い、申立人の元夫と一緒に国民年金保険料を納付してきたと主張している。

しかしながら、申立人及びその元夫は、昭和48年7月1日に厚生年金保険の被保険者となったことに伴い、国民年金の被保険者資格を喪失したが、申立人の元夫については、50年1月1日付けで同資格を再取得した上、申立期間の国民年金保険料を納付していることがA市の国民年金被保険者名簿において確認できるものの、申立人については、同被保険者名簿に再取得した形跡は見当たらない。

また、申立人は、昭和53年3月にB市に転居し同年4月から国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認でき、この時点において申立期間の一部は過年度納付によることとなるが、申立人からは遡って保険料を納付したとの主張は無い。

さらに、申立人又はその元夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保



険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月から平成2年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年12月から平成2年8月まで  
会社を退職後、昭和52年12月頃にA区役所で国民年金の加入手続きを行い、毎月、集金に来ていた集金人に5,000円ほどの国民年金保険料を納付していた。申立期間の納付記録が抜けているのはおかしいので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、昭和52年12月頃に国民年金の加入手続きを行い、集金人に申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムによりB県内全てについて「C(漢字)」及び「D(カナ)」で検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人の国民年金の記録は平成9年1月1日に導入された基礎年金番号によって管理されており、申立人は14年12月21日に国民年金の被保険者資格を取得し、同年12月から国民年金保険料を免除されていることがオンライン記録により確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オ

ンライン記録により、「E（カナ）」を含め氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

なお、F市では、昭和57年3月までは集金人による国民年金保険料の収納が行われていたが、同年4月以降は納付書の送付により金融機関で納付する方式であったことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から63年3月まで

私は、昭和61年4月から国民年金保険料をA市で納付していた。この頃の年金手帳はB市に転居した際に、どうなったかは覚えていない。A市の納付記録が、B市に転居した際、同市に通知されていないのではないかと思う。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年4月から国民年金保険料をA市で納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録及びオンライン記録で確認できる申立人の保険料納付日から昭和63年7月頃にB市で払い出されていることが確認でき、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認されることから、申立内容とは符合しない上、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストでは、申立期間について、申立人は掲載されておらず、同市では、申立人を国民年金の被保険者として管理していなかったものと考えられる。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点において、申立期間の国民年金保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、申立人からは遡って納付したとの主張は無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間、38年4月及び41年4月から42年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
② 昭和38年4月  
③ 昭和41年4月から42年2月まで

私の国民年金保険料は母親が納付してくれていたはずであり、申立期間の納付記録が無いことには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると主張している。

しかしながら、申立期間①、②及び③については、申立人が当時居住していたA町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿において、国民年金保険料を納付したことを示す記載は見当たらず、これはオンライン記録とも一致している。

また、申立期間①及び③については、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年6月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、上記の国民年金被保険者名簿において、被保険者資格取得日は同年5月1日、同喪失日は申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した38年5月20日となっており、以後国民年金に再加入した記録が無いことから、当該期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は当該期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、旧姓を含め氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとみとめることはできない。

## 京都国民年金 事案 2125(事案 801 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 5 月から平成元年 8 月までの期間及び元年 10 月から 4 年 8 月までの期間の国民年金の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、平成元年 9 月、4 年 9 月から 5 年 1 月までの期間及び 5 年 10 月から 6 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 4 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 5 月から平成元年 8 月まで  
② 平成元年 9 月  
③ 平成元年 10 月から 4 年 8 月まで  
④ 平成 4 年 9 月から 5 年 1 月まで  
⑤ 平成 5 年 10 月から 6 年 9 月まで

前回の申立てについては、妻と私の二人分の国民年金保険料が計上されている確定申告書(控え)を提出したが、申立ては認められなかった。

しかし、申立期間については、妻が区役所の窓口で、毎月、夫婦二人分の定額保険料及び付加保険料を納付していたはずであり、申立期間①及び③については付加保険料が、申立期間②、④及び⑤については、定額保険料と付加保険料の両方の納付記録が私の分だけ漏れており、再調査してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについて、i) A市の国民年金収滞納リストでは、申立人の妻は、昭和 63 年 5 月から平成 13 年 4 月まで付加保険料の納付申出手続を行っていることが確認できるのに対して、申立人は 5 年 2 月から同年 9 月までの期間を除き、付加保険料の納付申出手続を行った形



跡が無く、このことはオンライン記録とも一致していること、ii) 申立人は申立期間(平成2年分を除く)の確定申告書(控え)を提出しているが、申立期間に係る昭和63年から平成6年までの金額は、申立人夫婦が申立人の主張どおりに定額保険料と付加保険料を併せて納付した場合の金額と相違しており、申立期間の保険料を納付していた資料と見るのは困難であること、iii) A市の国民年金収滞納リスト及びオンライン記録では、申立人は、60歳に到達した平成元年\*月\*日に国民年金の被保険者資格を喪失した後、同年10月31日に高齢任意加入し、4年9月30日に資格喪失申出を行い、5年2月17日に再び高齢任意加入し、336か月の老齢基礎年金の加入可能年数を満たし満額の老齢基礎年金の受給資格を得たことなどから、既に当委員会の決定に基づき20年12月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間に係る確定申告書(控え)には、夫婦二人分の定額保険料及び付加保険料が計上されており、前回の当委員会の決定には納得できないとして、再申立てしているが、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな証言及び資料とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から42年3月まで  
時期は定かではないが、自身で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は夫と二人分を集金人に納付していた。申立期間が未納とされているので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の夫と二人分を集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年8月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人とその夫は、この頃国民年金に加入したものと推認されるが、この時点において申立期間のうち、40年10月から41年3月までは過年度保険料となり集金人に納付することができず、集金人に納付することが可能な41年4月から42年3月までの保険料は申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄に納付を示す検認印が無いことから、申立期間の保険料は納付されなかったものと考えられる。

また、申立人とその夫は、昭和42年7月から43年3月までの国民年金保険料を43年7月1日に過年度納付していることが領収済通知書から確認できる上、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳にも記載されているが、申立期間については領収済通知書は無く、特殊台帳に記載は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年11月までの期間及び43年5月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から41年11月まで  
② 昭和43年5月から45年3月まで

昭和47年10月頃、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、その後、以前の未納分が納付できることを知り、申立期間の国民年金保険料を遡って納付した。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年10月頃、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、その後、以前の未納分が納付できることを知り、申立期間①及び②の国民年金保険料を遡って納付したと主張している。

しかしながら、申立人及びその夫は、昭和47年11月に国民年金に加入していることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、申立人は、申立期間②直後の45年4月から47年3月までの国民年金保険料を48年4月に過年度納付していることが領収済通知書により確認できるものの、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間①及び②は既に時効により保険料を納付できず、当該期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付した場合には記録されることとされている、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳に特例納付した旨の記載は無い。

また、申立人の夫は、国民年金に加入した時点で38歳であり、これ以降60歳までの期間について国民年金保険料を納付しても、老齢年金を受給す

ることができないことから、申立期間①及び②を含む昭和36年4月まで遡って、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者期間であった期間を含め、特例納付及び過年度納付を行い年金受給権を確保したことが、特殊台帳及び領収済通知書により確認できるが、申立人については国民年金に加入した時点では28歳であり、その必要性はなかったものと考えられ、領収済通知書も見当たらない。

なお、申立人の夫は、厚生年金保険被保険者期間について国民年金保険料を重複して納付した期間の保険料が還付されている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から3年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から3年3月まで

私が20歳になった平成2年\*月頃、A市で母親が加入手続を行い、付加保険料もプラスして国民年金保険料を納付してくれていた記憶が有るため、調査してほしい。

なお、平成3年4月からB町の大学の寮に1年間入るため転出したことがある。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成2年\*月頃に、申立人の母親が加入手続を行い、申立期間の国民年金の定額保険料に合わせて付加保険料も納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号(\*)は、前後の被保険者記録により、平成3年5月頃にA市で払い出されていることが確認できることから、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない上、同市が国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立人の資格取得日は同年4月1日、申立期間は「登載なし」と記載されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、定額保険料及び付加保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人には、上記と同時期の平成3年5月頃に、転居したC県D郡B町において払い出された上記の国民年金手帳記号番号とは別の同手帳記号番号(\*)があり、申立人の納付記録は同手帳記号番号により管理さ

れているが、当該手帳記号番号においても、資格取得日は平成3年4月1日とされ、申立期間は国民年金に未加入の期間であることがオンライン記録により確認できる。

また、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、A市において別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年11月から平成元年10月までの国民年金保険料については、納付又は免除していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年11月から平成元年10月まで

私は、昭和62年9月に会社を退職後すぐにA県B市役所へ国民年金の加入手続に行き、国民年金保険料を納付したか、あるいは免除を受けたかは記憶に無いが、未納のままにしておくことはなかった。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年9月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間は国民年金保険料を納付していたか、又は保険料の免除を受けていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により、A県C市に居住中の平成4年6月から同年8月頃に払い出されていることが確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であること、保険料の免除は免除申請手続を行った月の前月から免除期間とされることから、申立人は、申立期間について、保険料を納付すること又は保険料の免除を受けることはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付又は免除されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険



料を納付又は免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻中の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付又は免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から54年3月までの期間及び54年4月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から54年3月まで  
② 昭和54年4月から57年3月まで

昭和51年にA町（現在は、B町）役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料については同町役場で納付し、申立期間②については金融機関で納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年にA町役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料については同町役場で納付し、申立期間②については金融機関で納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年5月にC市で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、同市の国民年金被保険者名簿に同年4月1日付で新規に被保険者資格を任意で取得している旨の記載が有り、これは申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄の記載とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、D県内全てについて、「E（漢字）」及び「F（カナ）」で検索したが、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索するとともに、「G（漢字）」についても検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月 1 日から 52 年 4 月 1 日まで  
昭和 51 年 1 月に A 株式会社に入社し、52 年 12 月 31 日まで勤務していた。年金記録では厚生年金保険被保険者資格取得日が、同年 4 月 1 日になっている。資格取得は、就職した 51 年 1 月であることを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の現在の事業主は、「会社の記録から、申立人は、申立期間の後の昭和 52 年 4 月 1 日に入社したことは間違いない。」と供述している上、申立期間当時、当該事業所に勤務していた複数の同僚に照会したが、申立人の勤務実態について供述を得ることはできないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 株式会社が保管している申立人が提出した履歴書には、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から 51 年 12 月までの期間は B 店に勤務していたと記載されていることが確認でき、申立期間のほとんどの期間が重複することになる。

さらに、A 株式会社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書では、申立人について、昭和 52 年 4 月 1 日に資格を取得し、同年 12 月 31 日に資格を喪失となっており、これは同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致する。

加えて、申立人の雇用保険の加入記録は、オンライン記録の厚生年金保

険被保険者期間と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 1 日から 46 年 9 月 1 日まで  
私は、昭和 44 年 1 月から 46 年 8 月まで A 県の B 局 C 事務所 D 部隊で、  
タイピストとして勤務をしたが厚生年金保険の加入記録が無いので、申  
立期間を加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が E 軍  
A 基地内に勤務をしていたことがうかがえる。

しかしながら、F 省 G 局は、「申立人が駐留軍従業員であったとする勤務  
記録及び関係書類等は確認できない。」と回答している上、申立人が所持す  
る A 公文書館が所蔵する申立人に係る「軍雇用員カード」に、申立期間に  
おける在籍記録は記載されていないため、申立人に係る申立期間の勤務実  
態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、雇用保険の記録において、申立人が記憶をする 3 人の元同僚は、  
申立期間に G 局 H 事務所において加入記録が確認できるが、申立人の加入  
記録は確認できない。

さらに、A 県における厚生年金保険制度は昭和 45 年 1 月 1 日に発足して  
おり、申立期間のうち同日前の期間については、A 県内の事業所において  
厚生年金保険の被保険者となることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確  
認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、  
申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事  
業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月頃から 31 年 6 月 1 日まで  
昭和 29 年 4 月頃から A 市立 B 高等学校(現在は、C 高等学校)の定時制に通いながら、A 市 D 区 E に所在した株式会社 F 本社工場で、正社員として資材倉庫での部材の庫出、手配、受入、在庫管理等に従事したが、申立期間において厚生年金保険の加入記録が無いので確認して、勤務していた全期間を加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社 F に勤務をしていた複数の元同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立期間に申立人が当該事業所に勤務をしていたことが推認できる。

しかしながら、G 株式会社(株式会社 F の後継事業所)の厚生年金基金担当者は、「申立期間当時の賃金台帳等の関連資料は保管されていない。」と回答していることから、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の元同僚が、「当時定時制高校に通っていた人はアルバイトまたは臨時採用扱いだった。」と供述し、申立人と同様に B 高等学校の定時制に通学しながら株式会社 F に勤務をしていた者のうち一人は、「私は中途入社をしたが、厚生年金保険に未加入の期間があり、見習期間だと思っている。」と供述し、また他の一人は、「B 高校に通っていた頃は臨時採用だった。」と供述しており、当該 2 人を含む 3 人の定時制高校通学者が、申立人と同じ昭和 31 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している

ことから、当時当該事業所においては、定時制高校に通学しながら勤務している従業員については、必ずしも入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人のG株式会社における雇用保険の資格取得日は、昭和31年6月1日となっており、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月頃から28年5月頃まで  
② 昭和28年11月15日から33年8月頃まで

私は、申立期間①についてはA店に、申立期間②についてはB株式会社勤務していたが、ねんきん特別便の加入記録では申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間当時の元同僚の供述から、期間の特定はできないが、申立人がA店に勤務していたことは推認できる。

しかし、A店は、昭和53年5月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主も既に亡くなっているため、当該事業所における申立人の申立期間に係る正確な勤務期間及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、上記の元同僚に照会したが、申立人が勤務していたことの記憶はあるものの、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることはできない。

さらに、元同僚は、申立人と同種の業務に従事していた従業員について11名の氏名を挙げたが、申立人を含む4名の氏名について、A店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できないことから、当該事業所においては、必ずしも全ての従業員について、厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、上記の被保険者名簿において、申立人の氏名は記載されておらず、申立期間において健康保険整理番号に欠番は無いため、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②については、申立期間当時の元同僚の供述から、申立人がB株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B株式会社は、昭和32年12月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同年12月25日に解散しており、申立期間当時の事業主も既に亡くなっているため、同社における申立人の正確な勤務期間及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、上記の元同僚に照会したが、申立人が勤務していたことの記憶はあるものの、申立人の勤務期間を明確に記憶していないため、申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 1 日から 40 年 9 月 1 日まで  
昭和 39 年 6 月 1 日から 40 年 9 月 1 日までの期間、A 株式会社に勤務していたが、同社に勤務した記録が無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 6 月から 40 年 9 月まで A 株式会社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A 株式会社は既に解散し、当時の事業主及び役員の所在が確認できないことから、申立期間において申立人が同社に勤務していたことを確認することができない。

また、申立人は、当時の A 株式会社における上司や同僚等の氏名について記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚 1 人に照会したものの、申立人のことを記憶していない上、厚生年金保険の加入について、「申立期間当時は、入社後すぐに加入させておらず、ある程度勤務し継続するかどうかを見定めてから加入させていたと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月18日から22年3月14日まで  
株式会社AのB工場の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受領した覚えが無いので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことを示す「脱手 120.00 円 23. 2. 4」等が記載されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約11か月後の昭和23年2月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間と脱退手当金支給決定日との間に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であった上、申立人も当該期間に関し厚生年金保険被保険者との認識がなかったとしていることを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から 30 年 3 月 28 日まで  
(A 株式会社)  
② 昭和 30 年 4 月 1 日から同年 4 月 26 日まで  
(B 株式会社)  
③ 昭和 32 年 4 月 1 日から同年 4 月 29 日まで  
(株式会社 C)  
④ 昭和 40 年 4 月 14 日から 41 年 8 月 30 日まで  
(D 株式会社)

脱退手当金が支給済みになっていることを知ったが、受給した記憶は無いので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、同裁定請求書には、「受付 43. 3. 18」、「支払済 43. 7. 3」の押印が有るとともに、昭和 43 年 7 月 3 日に申立人が脱退手当金を受領した旨の署名及び押印が確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金支給額の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことを意味する「回答済 43. 4. 5」の記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないと認められ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

い。

なお、申立人には、申立期間③と④の間に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月15日から同年9月15日まで  
(株式会社A)  
② 昭和37年9月2日から38年4月20日まで  
(B株式会社)  
③ 昭和40年6月7日から41年8月30日まで  
(C株式会社)  
④ 昭和42年2月17日から同年12月20日まで  
(D株式会社E工場)  
⑤ 昭和42年12月20日から45年10月2日まで  
(D株式会社本社)

私は脱退手当金の支給を受けていないので、調査の上、記録を訂正してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書には、「受付46.7.6 F社会保険事務所」、「小切手交付済 46.8.18」の押印が有ることが確認できる。

また、申立期間①から⑤までの脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約11か月後の昭和46年8月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年2月1日から35年2月26日まで  
脱退手当金が支給済みになっているが、私は脱退手当金を受給していないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日から比較的短期間である約4か月後の昭和35年6月24日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金支給額の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した年月日である「回答済 35. 5. 28」の記載が有る。

また、申立期間に係るA企業組合B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月31日から32年9月1日まで

A株式会社に昭和22年10月1日に入社し、42年3月1日に退職するまで引き続いて勤務したが、30年7月31日から32年9月1日までの加入記録が無い。入社以来、途中で退職していないにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述から、申立人が申立期間において、A株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A株式会社に照会したが、当時の資料は無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

また、複数の元同僚の供述においても、申立人が勤務していたこと以外に、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和30年7月31日に被保険者資格を喪失し、32年9月1日に被保険者資格を再取得していることが確認でき、オンライン記録とも一致し、申立期間前後の健康保険整理番号は\*番と\*番と異なっていることから、申立期間において申立人が厚生年金保険の被保険者であったことは確認できない。

加えて、元同僚は、「昭和30年前後において、申立人が自らの意思で健康保険に加入しない時期があった。」と供述している上、上記被保険者名簿

によると、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を再取得するまでの申立期間において、算定基礎届による標準報酬月額の記事が無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。